

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（木材加工職種）に係る意見募集に対して寄せられた御意見等について

令和5年10月31日
出入国在留管理庁
厚生労働省

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（木材加工職種）について、令和3年6月30日（水）から令和3年7月29日（木）まで御意見を募集したところ、本件に関する御意見を5件（※）いただきました。

（※）提出意見の件数は、意見提出者数で計算しています。

お寄せいただいた御意見については、適宜要約等の上、とりまとめており、パブリック・コメントの対象となる案件についての御意見に対する考え方のみを公表させていただいておりますので御了承ください。

皆様方の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも法務・厚生労働行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

| 回答番号 | 御意見の内容 | 御意見に対する考え方 |
|------|--|--|
| 1 | 技能実習の対象職種の拡大には反対です。外国人労働の拡充より、はるかに日本国民の就業情勢の改善が急務だからです。 | 技能実習制度は、人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力を推進することを目的としており、労働力の需給の調整の手段として行われてはならないこととされています。 移行対象職種・作業を追加するには、職種追加を行おうとする業界団体が、技能実習制度の趣旨を踏まえた上で、関係業界内の合意、業所管省庁の合意を得て、厚生労働省が開催する、学識経験者と労使からなる「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」（以下「専門家会議」という。）の了承を得る必要があります。木材加工職種についても、これらの手続を経て今般移行対象職種・作業に追加されるものです。 |
| 2 | 当初認められていた職種・作業数と、今回の職種追加後の職種・作業数を示してください。また、追加の可否の判断に係る客観的な基準を示してください。 | 今回の職種追加によって、移行対象職種・作業は、89職種164作業から、90職種165作業となります。 移行対象職種・作業を追加するには、関係業界内の合意や業所管省庁の同意を得た上で、専門家会議において、 ① 同一の作業の反復のみではないこと |

| | | |
|---|--|---|
| | | <p>② 送出国の実習ニーズに合致すること(修得等させる技能等が技能実習生の本国において修得等が困難なものであること等)</p> <p>③ 技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度が整備されていること</p> <p>等の要件を満たすことについて、了承を得ることとされています。なお、木材加工職種 of 追加も専門家会議で了承されたところです。</p> <p>また、専門家会議の議事要旨は、厚生労働省ホームページで公表されております。</p> |
| 3 | 木材協同組合の会員でないと実習実施者になることはできないのでしょうか。 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律関係法令においては、実習実施者として木材加工職種での受入れを希望する場合について、木材協同組合の会員であることを要件としておりません。 |
| 4 | 森林組合として、植林、立木の伐採、原木市場、製材工場を運営していますが、原木市場においてフォークリフトを使用しての作業等も対象になっているのでしょうか。 | 今般追加する木材加工職種(機械製材作業)は、製材機械を使用し、木材を木取りして製材、仕上げ、検査を行い、製材品を製造する作業を対象としております。そのため、機械製材作業ではない、原木市場におけるフォークリフトを使用しての作業は対象となりません。 |
| 5 | 今般の職種追加に際して、「樹皮剥ぎ作業」、「背板処理作業」、「端材残材処理作業」及び「乾燥作業」を追加するよう要望します。また、必須業務として、製材作業前の「バーカー作業」並びに製材作業後の「チップパー作業」、「ペレタイザー作業」及び「乾燥作業」を入れるよう要望します。加えて、「プレカット作業」、「集成材作業」、「合板作業」やスノコ・まな板等の「木工品加工作業」等、幅広い作業を対象とするよう、要望します。 | 対象となる作業については、業界団体において、関係業界内の合意、業所管省庁の合意を得た上で、専門家会議の議論を経て、製材機械を使用し、木材を木取りして製材、仕上げ、検査を行い、製材品を製造する作業と整理しております。 |